

児童福祉司任用後研修

ねらい	児童相談所における児童福祉司として業務を遂行していくにあたり必要な知識、技能等を習得し、特別区における子ども家庭福祉行政を担う職員の専門性の向上を図るため、児童福祉法等関係法令に基づき実施する。 研修内容到達目標及びカリキュラム等については厚生労働省が示す基準に基づく。		
申込条件	(1) 児童福祉司として任用後1年目の職員 (上記根拠：児童福祉法第13条第9項) (2) (1)の他、子ども家庭福祉行政に携わる職員 ※児童相談所設置区以外の方も受講できますが、法律で義務付けられた研修を受講したことを証明する修了証は交付されません。 <div style="text-align: right;">【需要数81名】</div>		
日数	5日間(※重複科目免除の場合は、2日間) ※児童福祉司任用前講習会を修了した者は、5日間のカリキュラムのうち重複した科目(「社会的養護における自立支援」、「関係機関(市町村を含む)との連携・協働と在宅支援」、「行政権限の行使と司法手続」、「子ども虐待対応の基本」及び「非行対応の基本」(計3日間))の受講を免除することができる。		
研修内容	厚生労働省が示す基準に基づく。		
日程 研修ID 通知期限	日程	研修ID	通知期限
	5日間	5月中～下旬	2290301
	2日間	5月中～下旬	2290302
			4月中旬